

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人が定期保険金を受け取った場合

Q：定期保険の被保険者である従業員が死亡したことにより、契約者たる当社がその死亡保険金を受け取りました。税務上の処理を教えてください。

A：雑収入として益金に算入しなければなりません。

【解説】

法人が、自己を契約者で保険金受取人とし、役員や使用人を被保険者とする一般の定期保険に加入していて、被保険者が死亡したことにより、その死亡保険金を受け取ったときには、次により益金に算入することとされています。

- (1) 保険料を月払い又は年払いしているとき
 (借) 現金及び預金 ×× (貸) 雑収入 ××
- (2) 保険料を一時払いしているとき
 (借) 現金及び預金 ×× (貸) 前払金 ××
 雑収入 ××

この益金に算入する時期は、保険会社から支払通知を受けた日にその支払が確定しますから、その支払通知を受けた日の属する事業年度で収益計上するのが一応相当と考えられます。

また、法人がその受け取った保険金を従業員の遺族に死亡退職金や弔慰金として支払う場合には、その支払う金額がけた外れな金額でない限り損金に算入されます。

ただし、役員に対して支払う死亡退職金については基準がきびしく、過大と認められる部分があるようですと、その部分の金額は損金に算入されませんので注意してください。

